



2023年5月15日

各 位

会 社 名 東日本旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 深澤 祐二
(コード番号 9020 東証プライム)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部門長 土澤 壇
(Tel. 03-5334-1300)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月22日開催予定の第36回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の理由

(1) 取締役会において、当社グループ全体に関わる経営の基本方針や戦略など、グループ経営上重要な事項に関する議論をより充実させるため、特に重要な事項を除き、業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役委任に委任します。これにより、意思決定・業務執行を迅速化するとともに、取締役会の監督機能の強化等を通じてコーポレート・ガバナンスを充実させ、さらなる企業価値向上をめざし、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。

本移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(2) 現行定款第25条に基づいて選任される顧問を廃止するため、同条から顧問を削除するものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月22日

定款変更の効力発生日 2023年6月22日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条) <条文省略></p> <p>第3条</p> <p><新 設></p> <p>第4条 <条文省略></p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条) <条文省略></p> <p>第9条</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 本会社の株主名簿への記載又は記録、新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式及び新株予約権に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条 <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 <条文省略></p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議</u>によって定め、公告する。</p> <p>3 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条) <条文省略></p> <p>第19条</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 <条文省略></p> <p><新 設></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条) <現行どおり></p> <p>第3条</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条) <現行どおり></p> <p>第10条</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 本会社の株主名簿への記載又は記録、新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式及び新株予約権に関する取扱いについては、<u>取締役会又は取締役会の決議</u>によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条 <現行どおり></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 <現行どおり></p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議</u>によって委任を受けた取締役が定め、公告する。</p> <p>3 <現行どおり></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条) <現行どおり></p> <p>第20条</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 <現行どおり></p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任決議) 第 21 条 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役の選任決議) 第 22 条 取締役の選任の決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>2 <条文省略></p>	<p>2 <現行どおり></p>
<p>(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第 23 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p><新 設></p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>3 <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 本会社に、社長 1 名を置き、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 24 条 本会社に、社長 1 名を置き、取締役会の決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から選定する。</p>
<p>2 > <条文省略></p>	<p>2 > <現行どおり></p>
<p>4</p>	<p>4</p>
<p>5 社長のほか、取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>5 社長のほか、取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定することができる。</p>
<p>6 > <条文省略></p>	<p>6 > <現行どおり></p>
<p>7</p>	<p>7</p>
<p>(取締役会) 第 24 条 <u>本会社は、取締役会を置く。</u></p>	<p>(取締役会) 第 25 条 <削 除></p>
<p>2 <条文省略></p>	<p><現行どおり></p>
<p>3 > <条文省略></p>	<p>2 > <現行どおり></p>
<p>4</p>	<p>3</p>
<p>5 取締役会を招集するには、会日より 3 日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>4 取締役会を招集するには、会日より 3 日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>6 取締役会の決議事項について取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p>	<p>5 取締役会の決議事項について取締役(<u>当該事項について議決に加わることができるものに限る。</u>)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>7 <条文省略></p>	<p>6 <現行どおり></p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(相談役及び顧問) 第25条 本会社に、取締役会の決議によって、<u>相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</u> 2 <u>相談役は本会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、社長の諮問に応ずるものとする。</u></p> <p>第26条 <条文省略></p> <p><新 設></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) 第27条 <u>本会社に5名以内の監査役を置く。</u></p> <p>(監査役の選任決議) 第28条 <u>第21条第1項の規定は、監査役に準用する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第30条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第31条 <u>本会社は、監査役会を置く。</u> 2 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u> 3 <u>監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u> 4 <u>監査役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約) 第32条 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(相談役) 第26条 本会社に、取締役会の決議によって、相談役若干名を置くことができる。 2 相談役は本会社の業務一般について、社長の諮問に応ずるものとする。</p> <p>第27条 <現行どおり></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 <u>本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p>(常勤の監査等委員) 第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員若干名を選定する。</u></p> <p>(監査等委員会) 第30条 <削 除></p> <p><削 除></p> <p><u>監査等委員会を招集するには、会日より3日前までに、各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p><削 除></p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人)</u></p> <p><u>第33条 本会社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>第34条 } <条文省略></p> <p>第35条</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第36条 } <条文省略></p> <p>第38条</p> <p><新 設></p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><削 除></p> <p>第31条 } <現行どおり></p> <p>第32条</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第33条 } <現行どおり></p> <p>第35条</p> <p><u>附則</u> <u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>2023年6月開催の第36回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p>